蒲郡市観光バスツアー助成事業費補助金の概要

1 申請要件

(1)申請事業者

下記①②の条件をいずれも満たす者。なお、同一事業者であっても支店ごとに申請が可能とする。

- ① 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の登録を受けていること。又は道 路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可を受けていること。
- ② 暴力団及びその構成員に関係していないこと。
- (2) 対象となるバスツアー
 - ① 補助事業者が所有するバス、または借り上げた大型・中型・マイクロバスによる 観光目的のツアーであること。
 - ② 1回あたり、15名以上(運転手、添乗員は除く)が参加するバスツアーであること。
 - ③ 令和5年2月28日(火)までに完了するバスツアーであること。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症防止対策が実施できていること。
 - ⑤ 蒲郡市外の発着で市内指定施設に宿泊又は立ち寄るバスツアーであること。
 - ⑥ 日帰りツアーの場合は、⑤の条件に加え、次のアからウのいずれかの条件を満た すこと。
 - ア) 観光施設等1ヶ所訪問の場合
 - ・一人1,000円以上の市内飲食・弁当又は観光サービスの利用1件
 - イ) 観光施設等2ヶ所訪問の場合
 - ・一人1,500円以上の市内飲食・弁当及び観光体験サービスの利用2件
 - ・一人2,000円以上の市内飲食・弁当又は観光サービスの利用1件及びショッピング施設の利用(30分以上の立ち寄り)
 - ⑦ 宿泊ツアーの場合は、⑤の条件に加え、市内の宿泊施設に宿泊すること。
 - ⑧ 立寄り及び宿泊施設の件数は、別施設での利用を1件として扱います。

2 補助金の額

(1) 日帰りツアー(他市で宿泊する場合は、日帰り扱い) バス1台につき、観光施設等1ヶ所訪問の場合 10,000円

観光施設等2ヶ所以上訪問の場合 40,000円

(2) 宿泊ツアー

バス1台につき、

60,000円

3 ツアー催行期間

令和4年11月1日(火)から令和5年2月28日(火)まで ※補助申請受付 令和4年9月29日(木)から ただし、予算上限に達し次第終了となります。

4 上限設定

補助金は1事業者につき、出発月各月毎において、100万円までとする。

5 申請から助成金の支払いまでの流れ

- 9月29日(木)申請受付開始
 - ・申請必要書類:申請書(様式1・2)及び必要添付書類提出
 - 申請後5日以内に交付決定書又は交付不可通知を行う。
 - ・旅行出発日の1週間前までの申請について、受付する。
- ●11月1日(土)ツアー催行開始
 - ・ツアー実施日から14日以内に実績報告書(様式6)を提出、確認後請求書に 基づき補助金支払い
 - ・申請内容に変更がある場合は、申請書(様式5)及び必要に応じて申請書 (様式2)の再提出
- ●12月頃 補助実績を確認後、1月・2月期の上限設定を定め、改めて設定
- ●1月・2月期も同様の上限設定とする。
- ●3月末 バスツアー補助金の清算終了

6 その他

対象要件等については、新型コロナウイルス感染症予防措置や申請状況により、変更 となる場合があります。

本補助金の交付に関する会計帳票は、5年間保管願います。

7 申し込み、問い合わせ

蒲郡市観光協会 蒲郡市元町1-3 (ナビテラス内)

TEL: 0533-68-2526 FAX: 0533-68-3871

メール: kankou@sk. aitai. ne. jp